

第2回のお主なご意見

(1) 拠点に関する事項

中心市街地の都市機能について、「維持・確保」するのか、「集積」するのか、表現の整理が必要

(2) 低炭素や省エネ等のエネルギー効率に関する事項

低炭素等のエネルギー効率に関する追記が必要  
住宅の省エネ化に関する追記が必要

(3) 災害対応力の強化に関する事項

避難所のバリアフリーに関する追記が必要  
市民の災害対応力強化に自主防災クラブについて追記が必要  
行政の災害対応力強化に避難所運営マニュアル等を活用した実践的な訓練に関する追記が必要  
市民の役割において、「自治会への参加」や「自主防災クラブ」に関する追記が必要

(4) 住宅に関する事項

老朽化した住宅が密集している地域において、オープンスペースの確保と合わせて緊急車両の通行確保に関することも追記が必要  
住宅の耐震改修や普及啓発に関する内容について整理が必要

ご意見を踏まえた修正(案)

(1)		日常生活に必要な機能及び高次都市機能の都市機能を明確に表現する場合、日常生活に必要な機能は「維持・確保」とし、高次都市機能は「維持・集積」とする。 上記の都市機能を明確にせず表現する場合、「維持・確保」とする。
(2)	序章 策定にあたって 1. 都市マスの意義 第1章 現況と課題 2. 現況と課題 第4章 分野別方針 4. 住宅整備の方針 基本方針 第4章 分野別方針 6. その他の施設の整備方針 基本方針 第4章 分野別方針 6. その他の施設の整備方針 施策の体系	(1) 背景と目的 自動車への依存が増加し、環境負荷が増大するとともに、都市の顔である中心市街地の疲弊や重要な食料の生産基盤である農地への無秩序な宅地化が全国規模で問題【P2】 (6) 自動車利用の増加と公共交通利用者の減少 このままでは、将来、公共交通の維持が困難となることが予想され、自動車を自由に利用できない高齢者等にとって、移動しにく暮らしにくいまちになることが懸念される事から、 <b>自家用車に頼らなくても快適に移動できる、省エネルギー・創エネルギーも意識したコンパクトなまちづくりが必要</b> です。【P20】 (1) 安全で安心できる住まいづくり <b>住宅やビル等の省エネルギー化・長寿命化を推進</b> します。【P77】 (3) その他の施設 健康で文化的な生活を実現するために欠くことのできないゴミ処理施設、教育文化施設や物流施設等の都市施設については、市街地の人口動態等に対応して、それぞれの施設の整備、配置誘導に努めるとともに、防災・減災機能の強化並びに <b>再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの効率的な利用を図</b> ります。【P85】 (3) その他の施設の整備方針 <b>公共施設への再生可能エネルギー等の率先導入と省エネルギーの推進</b> <b>公共施設への太陽エネルギー等再生可能エネルギーを利用した設備や高効率機器の導入と、それらを最適に制御するエネルギーマネジメントシステムによる省エネルギー化を率先して推進するとともに、その効果等についての情報を発信し、民間事業者等への導入促進を図</b> ります。【P87】
(3)	第4章 分野別方針 6. その他の施設の整備方針 施策の体系 第4章 分野別方針 8. 都市防災の方針 施策の体系 第5章 今後の進め方 3. 広域的な連携	(3) その他の施設の整備方針 避難所 小中学校、教育文化施設、社会福祉施設など、災害時に避難所として機能する施設においては、非常用電源及び通信手段の確保、災害時でも利用が可能なトイレの整備など必要に応じた機能強化を行っていきます。 <b>また、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、洋式トイレへの改良等のバリアフリー化も進めます。</b> 【P87】 【市民の災害対応力の強化】 <b>災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるために活動する自主防災クラブの結成を促進</b> します。【P98】 【行政の災害対応力の強化】 防災に関する諸計画やマニュアルを常に点検するとともに、 <b>地域が主体となった円滑な避難所運営や情報収集、物資配布などが行なえるよう、地域の特性を活かした避難所運営マニュアルの作成を推進するとともに、避難所運営マニュアル等の活用による情報収集伝達や支援及び受援を想定した訓練や研修の充実など、災害時における避難所運営等の体制強化を図</b> ります。【P99】 (1) 市民等の役割 市民の役割 a. 自分が住んでいる地域に関心を持ち地域情報の共有に努めるとともに、 <b>自治会や自主防災クラブ等の地域のまちづくりに参画又は協力</b> します。 d. 日頃から地域での相互交流を深め、災害時の備えやいざという時のための判断力・行動力の強化に努めます。 地域団体・NPOなどの役割 d. 地域の <b>自主防災クラブ、自治会等は、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取組み、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努め</b> ます。 (2) 行政の役割 e. 市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には <b>市民力・地域力・行政力を結集</b> できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努めます。【P105】
(4)	第4章 分野別方針 4. 住宅整備の整備方針 施策の体系	(1) 安全で安心できる住まいづくり 自然災害に備えるため、市民の防災意識の向上に努めるとともに、老朽化した住宅等が密集している地域については、オープンスペースの確保等を促進するとともに、 <b>緊急車両等の通行確保に努め</b> ます。 <b>町内自治会等の地域組織と連携し、地域ぐるみで建築物の耐震化に対する意識の向上を図るとともに、耐震診断や耐震改修等の制度周知や補助制度の拡充等に取り組むことで、住宅の建築物の耐震化促進を図</b> ります。【P77】

第3回 熊本市都市マスタープラン策定委員会資料  
第2回のお主なご意見とご意見を踏まえた修正(案)【概要】

第2回のお主なご意見

(5) 広域的な連携に関する事項

九州の中央に位置する事を踏まえ、大規模災害が発生した際の、熊本市の位置付け、役割に関する追記が必要

(6) 交通に関する事項

陸路だけでなく、海路や空路に関する追記が必要  
ロケーションシステムに関する具体的な記載が必要  
シェアリングシステムに関する記載について検討が必要  
コミュニティ交通の維持について、市民側の視点が必要  
ネットワーク形成のうち交通結節に関して内容の追記が必要

(7) 市街地整備に関する事項

市街地整備の方針において、防災に関する追記が必要

(8) 国際社会への対応に関する事項

留学生の学ぶ場として魅力的な都市づくりについて追記が必要  
留学生や外国人観光客等に対する対応の整理が必要

ご意見を踏まえた修正(案)

(5)	第5章 今後の進め方 3 広域的な連携	九州中央の広域交流拠点都市としてさらなる成長を果たすため、「熊本連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、連携中枢都市圏を構成する市町村と相互に補充協力し、力を合わせて魅力ある熊本連携中枢都市圏の創造に取り組みます。そして、将来災害が発生した際に的確に対応するため、都市圏構成市町村と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、市町村全体の調整を行います。 加えて、九州中央の地理的優位性を活かし、九州の縦軸・横軸を形成する各都市との連携や、さらには日本全国、東アジア地域などとの交流を積極的に進めます。【P106】
	第3章 都市構造の将来像 2 都市の全体構想	(2)都市の骨格構成(交通軸) これら軌道網やバス路線網と幹線道路網により、円滑な都市活動と快適な都市生活とが実現できるような体系的な交通軸の確立をめざすと同時に、災害時においても陸路・海路・空路が連携し、応急・復旧活動が円滑に行なえるよう、道路環境の整備や公共交通の災害対応力の強化に取り組みます。【P52】
(6)	第4章 分野別方針 2 都市交通体系の整備方針 基本方針	九州中央の広域交流拠点都市としての役割を担うための駅や空港、港湾などの広域交通拠点の整備促進及び、幹線道路や広域交通網の整備を図るとともに、将来にわたりたれもが安心して移動できる交通体系、災害に強い交通ネットワークを確立します。【P65】
	第4章 分野別方針 3 市街地整備の方針 施策の体系	(1)広域交通体系の整備方針 駅や空港、港湾など広域交通拠点の整備促進やアクセスの強化を図ります。【P65】 (2)公共交通機関の利用促進のための交通網の整備方針 自家用車から公共交通機関への利用転換を促す取り組みの展開や、パーク＆ライドの推進やスマートフォン等に対応したロケーションシステムの導入など都市交通の円滑化を図るソフト面の施策を推進し、自動車流入の抑制に努めます。 交通拠点や電停などでは、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい施設の整備に努め、さらに交通結節点となる乗換拠点等では、待合環境を整備するなど乗り換えの利便性向上を図るとともに、交通事業者共通の路線図や時刻表の導入や、乗り換えをより意識したダイヤ編成に取り組みます。 公共交通空白・不便地域等に対しては、最寄りの鉄道駅やバス停に接続するデマンド型乗合タクシーなどの多様な運行形態によるコミュニティ交通の導入・維持を図ります。 公共交通の利用促進に向けた行政・事業者等による公共交通の利用環境改善を進めるとともに、住民等への担い手としての意識醸成など利用促進に向けた啓発等に取り組みます。【P66】
	第4章 分野別方針 3 市街地整備の方針 基本方針	(1)中心市街地の魅力をさらに活かし、九州における広域交流拠点を形成するため、土地区画整理事業への支援・指導を行うとともに、活力ある市街地整備を行います。また、中心部と熊本駅周辺部双方の回遊性を高めるような一体的なまちづくりを進め、中心市街地全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図ります。さらに、災害時でも市民の生活利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業等の耐震性能の向上や、官民連携したエリア全体での防災・減災機能の強化に取り組みます。 (2)地域拠点等においては、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、一定の人口密度を維持することで、日常生活サービス機能や公共交通などを確保し、市民の暮らしやすさを維持します。また、災害時でも、市民の生活利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図ります。これにより、施設被害を最小限に留め、機能の早期回復を図ります。【P69】
(7)	第4章 分野別方針 3 市街地整備の方針 施策の体系	(1)商業・業務地における市街地整備の方針 中心市街地ゾーン e. 広域交通拠点である桜町・花畑地区並びに熊本駅周辺地区については、災害時、多くの市民や災害ボランティア等の移動を支えるためにも、広域交通拠点としての機能を維持するとともに、避難者や帰宅困難者支援の拠点として避難場所や食糧等の備蓄を確保し、さらには、救護活動やボランティア活動などの災害時活動の拠点として機能するよう、官民連携し、エリア全体で防災・減災機能の強化に取り組みます。 地域拠点、沿道商業・業務ゾーン 地域特性に合った機能性の高い商業・業務機能の維持・充実や住環境の整備に努めながら、地域の活性化を図るとともに、災害時でも、市民の生活利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図ります。これにより、施設被害を最小限に留め、機能の早期回復を図ります。【P72】
(8)	第1章 現況と課題 2 現況と課題	(2)交流人口の増加 近年、特別史跡熊本城跡地等の歴史的文化遺産の活用に加え、観光ビザの条件緩和や円安、LCC航空便の就航などを背景に、国内のみならず海外からの観光客等が増加しています。特に、経済成長が続く韓国、中国などの東アジアからの観光客及び留学生は増加傾向にあります。今後も、貴重な観光資源や中心市街地周辺に多く立地している大学、豊かな地下水などを活かした他都市にはない魅力あるまちづくりが求められています。【P15】
	第4章 分野別方針 2 都市交通体系の整備方針 施策の体系	(5)歩行者、自転車や公共交通利用者等のための施設の整備方針 公共施設や公共交通機関等での多言語案内表示の充実を図り、外国人も含めた利用者の利便性の向上を図ります。【P67】
	第4章 分野別方針 8 都市防災の方針	【行政の災害対応力の強化】 日本語を母国語としない外国人のために、多言語対応の防災メールによる災害情報の配信を行うとともに、外国語による標記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど防災知識の普及に努めます。【P99】

熊本地震を踏まえた主な課題 課題に対する対応と追記が必要な項目 ご意見を踏まえた主な修正項目(案)

(1)災害対応力の強化

大勢の避難者が各避難所に避難され、避難所内での混乱も多く、地域団体との協力運営や、初動体制等に多くの課題があった



発災直後の避難所の状況

課題に対する対応 (1)避難所の整備 (2)市民の災害対応力の強化 (3)研修や訓練の充実 など

新たな視点  
「避難所のバリアフリー化」に関すること  
「市民の役割」に関すること  
「避難所運営マニュアル」に関すること

避難所のバリアフリー化 資料1:P1(3) 資料2:P87  
避難所として機能する施設の、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、洋式トイレへの改良  
市民の役割 資料1:P1(3) 資料2:P105  
自治会や地域防災クラブ等の参画  
避難所運営マニュアルの活用 資料1:P1(3) 資料2:P99  
地域特性を活かした避難所運営マニュアルの作成推進  
避難所運営マニュアルを活用した訓練や研修の充実

(2)住宅

多くの住家・宅地被害が発生した。



住家・宅地の被害状況

課題に対する対応 (1)オープンスペースの確保 など

新たな視点  
「緊急車両等の通行確保」に関すること

緊急車両の通行確保 資料1:P1(4) 資料2:P77  
老朽化した住宅等が密集している地域のオープンスペースの確保を推進するとともに、緊急車両等の通行確保に努める。

(3)交通

幹線道路に深刻な交通渋滞が発生する中、空港や港湾の早期復旧により支援物資や支援部隊の拠点として機能したことから、その重要性が再確認された。地震の影響により、市民が市役所へ行く機会が増えたが、移動手段の確保や乗換え等に課題があった。



交通渋滞の状況

課題に対する対応 (1)幹線道路や広域交通網の整備 (2)コミュニティ交通の導入 (3)交通拠点等の施設整備 など

新たな視点  
「陸路・海路・空路の連携」に関すること  
「公共交通の利用」に関すること  
「交通結節点の機能強化」に関すること

陸路・海路・空路の連携 資料1:P1(6) 資料2:P52  
災害時でも陸路・海路・空路がそれぞれ連携した道路環境の整備や公共交通の災害対応力の強化  
駅や空港、港湾など広域交通拠点の整備促進  
公共交通の利用 資料1:P1(6) 資料2:P66  
住民等への担い手としての意識醸成など利用促進に向けた啓発 等  
交通結節点の機能強化 資料1:P1(6) 資料2:P66  
交通事業者共通の路線図や時刻表の導入や、乗り換えをより意識したダイヤ編成 等

## 都市機能について

### 1. 論点

中心市街地における都市機能を「維持・確保」するのか、「集積」するのか整理するもの

#### 都市機能とは？

①日常生活に必要な機能	医療、商業、金融など、地域生活圏を対象とする機能
②高次都市機能	行政、金融、情報通信、教育文化(仮称熊本城ホール)、商業(百貨店等)、宿泊、娯楽など、地域生活圏を超えた広域圏を対象とする機能

### 2. 現状

		都市マス 平成21年3月	第7次総合計画 平成28年3月	立地適正化計画 平成28年4月	
①日常生活に必要な機能	中心市街地	集積・更新	維持・確保	維持・確保	都市機能誘導区域 維持・確保
	地域拠点	維持・集積 維持・更新	維持・確保		
②高次都市機能	中心市街地	維持更新 集積	(維持・)集積※	—	維持・確保

※既存の高次都市機能についての「維持」は必要だが、第7次総合計画の中では、高次都市機能の新たな「集積」という観点で記載されている。

#### 都市マス

○第7次総合計画等では各機能毎に言葉の使い分けがされているが、都市マスでは統一されていない。

#### 第7次総合計画

○日常生活に必要な機能については、中心市街地及び地域拠点ともに「維持・確保」としている。  
○高次都市機能については、中心市街地において「(維持・)集積」としている。

#### 立地適正化計画

○中心市街地及び地域拠点を都市機能誘導区域として位置付け、そこに日常生活に必要な機能及び高次都市機能を「維持・確保」としている。

◎都市機能誘導区域とは、地域生活圏の最後の砦として、人口減少下においても、そこに行けば、①や②の都市機能を楽しむことができる区域であり、また、本格的に到来する人口減少社会に備え、①や②の都市機能を維持・確保する区域としている。

※②の機能だけを捉えれば、都市機能誘導区域(中心市街地)へ、各種機能それぞれ複数の立地を目指していることから、「集積」を用いることは考えられる。

※しかし、「維持・集積」ではなく、「維持・確保」としたのは、①の各機能は、都市機能誘導区域内(中心市街地、地域拠点)に、1施設は維持・確保しておくこととしており、一極集中(「集積」)させるといった誤解を生じないようにするためである。

### 3. 対応

①日常生活に必要な機能	中心市街地 地域拠点	維持・確保
②高次都市機能	中心市街地	維持・集積

(1)①の機能及び①、②の都市機能を明確にせず表現する場合には、「維持・確保」とする。

例)地域拠点に、日常生活に必要な機能を維持・確保する

例)中心市街地や地域拠点に都市機能を維持・確保する

(2)②の機能を明確にして表現する場合には、「維持・集積」とする。

例)中心市街地に、高次都市機能の維持・集積を目指す

## 居住について

### 1. 論点

中心市街地や地域拠点等における居住に関する表現について整理するもの。

### 2. 現状

	都市マス(全体構想) 平成21年3月	都市マス(地域別構想) 平成26年3月	
中心市街地	まちなか居住の促進 まちなか居住の推進	居住促進エリア 居住機能を誘導	まちなか居住の促進 居住機能の集積
地域拠点	居住機能の集積		居住機能の集積を促進 居住機能の集積
公共交通の利便性が高い地域	—	人口密度を維持向上	居住促進
生活拠点	居住機能の集積	市民が主体となった居住を促進	

#### 都市マス(全体構想)

○拠点毎に言葉の使い分けがされているが、表現について統一性がない。

#### 都市マス(地域別構想)

○中心市街地及び地域拠点、公共交通の利便性が高い地域を居住促進エリアとして位置づけ、「居住機能を誘導」や「人口密度を維持向上」としている。

○拠点毎に言葉の使い分けがされているが、表現について統一性がない。

		第7次総合計画 平成28年3月	立地適正化計画 平成28年4月	
中心市街地	公共交通の利便性が高い地域	人口密度を維持	居住誘導区域	人口密度を維持
地域拠点				
公共交通の利便性が高い地域				
生活拠点	地域住民にとって愛着の持てる地域の形成を促進		地域住民にとって愛着の持てる地域の形成を促進	

#### 第7次総合計画

○第7次総合計画では「公共交通の利便性が高い地域の人口密度を維持」としている。

#### 立地適正化計画

○中心市街地及び地域拠点、公共交通の利便性が高い地域を居住誘導区域として位置付け、そこに「人口密度を維持」としている。

### 3. 対応

○第7次総合計画や立地適正化計画では、居住に関する目的について記載されている。

○都市マス(全体構想及び地域拠点)では、居住に関する手段について記載されている。

中心市街地	居住を誘導することで人口密度を維持
地域拠点	
公共交通の利便性が高い地域	
生活拠点	地域住民にとって愛着の持てる地域の形成を促進

(1)中心市街地及び地域拠点については、「居住を誘導することで人口密度を維持」とする。

例)中心市街地及び地域拠点については、居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。

(2)生活拠点については、「住民にとって愛着の持てる地域の形成を促進」とする。

例)生活拠点については、住民にとって愛着の持てる地域の形成を促進します。